

食品衛生法等施行に関する要綱の一部改正に係る公示について

1 趣旨

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第115号）が公布されたことにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）が一部改正され、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者に対して、機能性表示食品及び特定保健用食品（以下「機能性表示食品等」という。）に係る健康被害の情報提供が義務付けられ、関連する届出の取扱いや様式の見直しが行われました。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）が公布されたことにより食品衛生法施行規則が一部改正され、食品衛生責任者の要件に管理栄養士であることが加えられました。

さらに、法務省が整備した登記情報連携システムの利用開始に伴い、食品衛生法施行規則の規定に基づく営業者の地位の承継の届出に関する登記事項証明書の添付を要さないこととなりました。

これらを受けて、本市における事務手続きや様式を定めている食品衛生法等施行に関する要綱の一部改正を行いました。

2 改正の概要

- (1) 機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供が義務化されたことに伴い、公衆衛生上必要な措置に関する事項に「情報の提供」に関する事項を追加しました。
- (2) 機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供の義務化に関連して、指定成分等含有食品に係る健康被害情報の届出項目及び様式、食品衛生監視票の様式の見直しが行われたことを受け、関連する規定及び様式を改正しました。
- (3) 法務省が整備した登記情報連携システムの利用開始に伴い、登記事項証明書の添付に関する規定を削除し、様式を改正しました。
- (4) 食品衛生責任者の要件に管理栄養士であることが追加されたことに伴い、申請・届出様式を改正しました。
- (5) その他文言修正を行いました。

3 意見公募

改正省令の制定に伴い当然必要とされる改正のため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号アの規定により、意見公募手続は実施しませんでした。

4 公布日

令和7年4月1日

5 施行日

令和7年4月1日